

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和5年2月定例県議会に提案される福岡県旅館業法施行条例等の一部を改正する条例案について、別紙1のとおり福岡県知事から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により、別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和5年2月24日
教 育 長

福岡県旅館業法施行条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）の制定に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正の概要

博物館法（昭和26年法律第285号）の一部改正に伴い、規定の整備を行うものであること。

(1) 福岡県旅館業法施行条例の一部改正 → 知事部局所管

(2) 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年福岡県条例第5号）

区分	現 行	改正案
福岡県立美術館協議会	第二百二十四条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号） <u>第二十条第一項</u> の規定に基づき、福岡県立美術館協議会（次項及び第六項において「協議会」という。）を置く。 2～6 （略）	第二百二十四条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号） <u>第二十三条第一項</u> の規定に基づき、福岡県立美術館協議会（次項及び第六項において「協議会」という。）を置く。 2～6 （略）

(3) 九州歴史資料館条例の一部改正

九州歴史資料館条例（昭和60年福岡県条例第4号）

区分	現 行	改正案
九州歴史資料館協議会	第四条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号） <u>第二十条第一項</u> の規定に基づき、九州歴史資料館協議会（次項及び第六項において「協議会」という。）を置く。 2～6 （略）	第四条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号） <u>第二十三条第一項</u> の規定に基づき、九州歴史資料館協議会（次項及び第六項において「協議会」という。）を置く。 2～6 （略）

3 施行期日

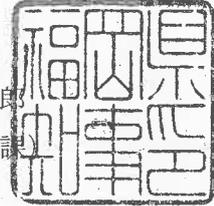
この条例は、令和5年4月1日から施行するものであること。

4生衛第2361号

令和5年2月2日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(保健医療介護部生活衛生課)



福岡県旅館業法施行条例等の一部を改正する条例の意見聴取について

令和5年2月議会に、福岡県旅館業法施行条例等の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり提出します。

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を聴取します。

担当課 生活衛生課

営業指導係 橋田

TEL : 092-643-3279

FAX : 092-643-3282

4 教社第 1 8 5 6 号

令和 5 年 2 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について

(対 2 月 2 日 4 生衛第 2 3 6 1 号)

さきに意見聴取のあった条例の提案については同意します。

第二四号議案

福岡県旅館業法施行条例等の一部を改正する条例の制定
について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和五年二月二十日

福岡県知事 服部 誠太郎

理由

博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号）の制定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

(福岡県旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 福岡県旅館業法施行条例(昭和三十五年福岡県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号及び第二項の表四の項中「及び第二十九条」を削り、「及びこれに相当する施設」を「又は同法第三十一条第二項に規定する指定施設」に改める。

(福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第一項中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

(九州歴史資料館条例の一部改正)

第三条 九州歴史資料館条例(昭和六十年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。